

春日部市商工業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、商工業の振興に関し、基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、商工業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、春日部の持つ宿場町や大風のまちとしての歴史ある文化及び川と緑に囲まれた豊かな自然環境との調和を図りつつ、商工業の基盤の強化及び健全な発展を促し、もって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業 商業、工業その他の産業（農業、林業及び漁業を除く。）をいう。
- (2) 事業者 市内において商工業を営む個人又は法人をいう。
- (3) 商店街 小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
- (4) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づく商店街振興組合若しくは中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づく事業協同組合（商業に係るものに限る。）又は商業の振興に関する活動を協同して行うことを目的に任意に組織された事業者の団体であって、主に商店街において当該活動を行うものをいう。
- (5) 商工団体等 商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会その他の市内における商工業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- (6) 事業者等 事業者、商店会及び商工団体等をいう。
- (7) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (8) 中規模小売店舗 一の建物（一の建物として大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第1条各号に定めるものを含む。）であって、その建物内の店舗面積（小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以下のものをいう。

(基本理念)

第3条 商工業の振興は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）のもとに推進され

なければならない。

- (1) 商工業の振興は、商工業が地域の経済及び社会に重要な役割を果たしていることを認識したうえで推進されなければならない。
- (2) 商工業の振興は、事業者の自らの創意工夫及び自助努力を助長するとともに、市民生活の向上を図るため、市と事業者等との協働により、市民の理解と協力のもとに推進されなければならない。
- (3) 商工業の振興は、市民の就業機会の拡大及び勤労者等の福利厚生の上昇に寄与するよう推進されなければならない。
- (4) 商工業の振興は、商業が市民の消費生活を支えるとともに、商店街が地域社会の中心としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点から推進されなければならない。
- (5) 商工業の振興は、工業の技術力及び競争力の向上を図るとともに、技術及び技能の継承を推進し、市民との共生関係の構築の観点から推進されなければならない。
- (6) 商工業の振興は、地域の生活環境の保持に適正な配慮をしたうえで推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、商工業の振興に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び事業者等と協力して実施するものとする。

2 市は、商工業に関する現状の把握に努め、商工業の振興に関する施策に反映させるものとする。

(商工団体等の責務)

第5条 商工団体等は、基本理念にのっとり、事業者に対する支援を行うとともに、市と協力して、商工業の振興を目的とする事業の実施に努めるものとする。

2 商工団体等は、前項に規定する支援及び事業を実施するため、事業者の積極的な参加を求めるよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第6条 商店会は、基本理念にのっとり、自主的な努力により、当該商店会の存する地域の市民及び自治会その他の団体の理解と協力を得ながら商店街の活性化に努めるものとする。

2 商店会は、会員相互の連携を図り、円滑かつ効率的な組織運営に取り組むとともに、他の商店会との連携に努めるものとする。

3 商店会は、その活動の基盤を強化するため、会員の加入促進等により、組織の充実に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、消費生活の安定及び安全確保に十分配慮するとともに、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員等の福利厚生の上昇に努めるものとする。

2 事業者は、商工業の振興を図るため、商工団体等に加入するよう努めるものとする。

3 事業者は、市又は商工団体等が行う商工業振興のための施策に積極的に協力するとともに、地域社会に貢献するための必要な措置の実施に努めるものとする。

4 商店街において事業を営む者は、当該商店街の活性化を図るため、商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。

5 商店街において事業を営む者は、商店会が当該商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより当該事業に協力するよう努めるものとする。

(大規模小売店舗又は中規模小売店舗の設置者の責務)

第8条 大規模小売店舗又は中規模小売店舗（以下「大規模小売店舗等」という。）の設置者は、基本理念にのっとり、前条に定めるもののほか、当該大規模小売店舗等に求められる社会的責任を認識するとともに、地域社会に貢献するための必要な措置の実施に努めるものとする。

2 大規模小売店舗等の設置者は、前項に規定する措置を実施するに当たり、当該大規模小売店舗等において事業活動を行う事業者に対し、協力を求めるよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、商工業の振興が市民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することについての理解を深め、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(指針の策定)

第10条 市は、次に掲げる事項について指針を策定するものとする。

(1) 商工業の振興に関する基本的な方向

(2) 商工業の振興に関する基本的な施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、商工業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(国、県等との連携)

第11条 市及び事業者等は、国、県等と連携して、商工業の振興の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。